

(1) 病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（回復期病床転換分）

1 事業内容

(1) 補助対象事業者

急性期等の機能を有する病床から回復期の機能を有する病床へ転換しようとする病院

なお、「慢性期機能から回復期機能に転換するもの」及び「回復期機能を有する病床を新たに整備するもの」についても対象とするが、選定にあたっては過剰となる急性期から不足すると見込まれる回復期に転換するものを優先する。

(2) 補助対象事業

基本診療料の施設基準等（令和4年3月4日厚生労働省告示第55号）の第九の十に定める回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準又は十一の二に定める地域包括ケア病棟入院料の施設基準を満たすために行う施設及び設備の整備事業。

＜施設整備の具体例＞

- ・ 廊下幅の拡張
 - ※ 一般病床の廊下幅（片側居室の場合）を1.8m以上とする等
- ・ 患者1人当たりの病室床面積を拡張するための病室改修
 - ※ 一般病床を6.4㎡以上とし、6床室を4床室にする等
- ・ 患者の利用に適した浴室及び便所の整備
- ・ リハビリ実施のための機能回復訓練室等の整備

＜設備整備の具体例＞

- ・ リハビリ実施のための医療機器の整備

(3) 補助対象経費及び補助基準額

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
施設整備	回復期病床への転換（回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準又は地域包括ケア病棟入院料の施設基準を満たす場合に限る。）に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	補助事業により整備する 回復期病床1床当たり 3,200千円	2分の1
設備整備	回復期病床への転換（回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準又は地域包括ケア病棟入院料の施設基準を満たす場合に限る。）に必要な医療機器の備品購入費	1施設当たり 6,000千円	

2 事業期間

原則として、補助金の交付決定後に工事等に着手することとし、令和7年3月31日までに事業を完了すること。（年度内の完了が困難と見込まれる場合は、事業計画書提出前に相談すること。）

3 補助金の交付の条件（主なもの）

(1) 病床機能報告について

補助事業により整備した病棟については、医療法に規定する病床機能報告において、整備した年度の翌年度以降、回復期機能として報告しなければならない。

(2) 施設基準の届出について

補助事業者は、補助事業完了後、原則として速やかに次のア～ウのいずれかの施設基準を東北厚生局に届出なければならない。（届出できない場合は、その理由を確認の上、適否を判断することとする。）

- ア 回復期リハビリテーション病棟入院料
- イ 地域包括ケア病棟入院料
- ウ 地域包括ケア入院医療管理料

(3) 回復期機能及び在宅医療機能の取組に係る報告について

補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度から5年間、各年度において、回復期機能及び在宅医療機能に係る取組の実施状況について、各年度の終了日の翌日から30日以内に交付要綱で定める次のア及びイを提出しなければならない。ただし、(2)でアの届出をする補助事業者については、イの実施状況報告書の提出を要しない。

- ア 回復期機能の取組に係る実施状況報告書（第9号様式）
- イ 在宅医療機能の取組に係る実施状況報告書（第10号様式）

(4) 青森県地域医療構想調整会議での説明

当該事業の計画を提出し、補助金の交付を希望する事業者には、各構想区域の地域医療構想調整会議において、実施内容の説明を求める場合がある。

4 事業計画の提出から補助事業の採択までの流れ

補助金の交付を希望する医療機関は、県に以下の書類を提出すること。

※ 様式の電子ファイルについては、県医療業務課のホームページに掲載
(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/R6kaihukuki_01.html)

(1) 提出書類

- ① 別紙様式 「令和6年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備事業
(回復期病床転換分) 実施計画書」
 - ② 第3号様式-1 「事業計画書(施設整備)」 ※ 施設整備事業を実施する場合
 - ③ 第3号様式-2 「事業計画書(設備整備)」 ※ 設備整備事業を実施する場合
 - ④ 第4号様式 「回復期機能の取組に係る実施計画書」
 - ⑤ 第5号様式 「在宅医療機能の取組に係る実施計画書」
 - ⑥ その他 「工事仕訳書や見積書等、事業費の内訳が分かる資料」
- ※1 期限までに提出が困難な場合は、事業計画書提出前に相談すること。
- ※2 上記②から⑤については、「令和6年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金(回復期病床転換分) 交付要綱」の各号様式となる。

(2) 補助対象事業の採択

県は、上記(1)の提出書類を審査し、必要に応じてヒアリング及び実地調査を行い、補助対象事業者を決定する。